

# 令和7年度 組織改正の ポイント

令和7年2月  
尼崎市



# 基本方針

簡素で効率的な組織体制を基本としつつ、  
尼崎の未来を見据えて、各種施策を具体化・実行するための組織体制を構築

【組織数の比較】

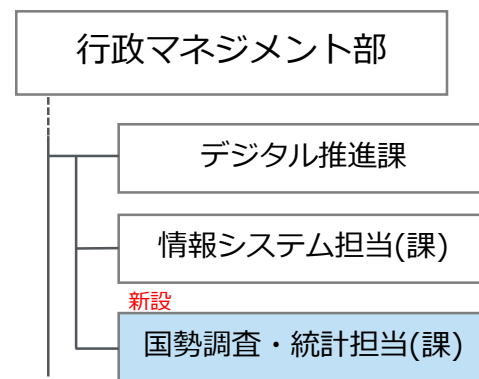
|             | 現行（R6.4.1） |    |     |       |  | 改正（R7.4.1） |    |     |       |  | 増減            |                                  |    |       |
|-------------|------------|----|-----|-------|--|------------|----|-----|-------|--|---------------|----------------------------------|----|-------|
|             | 局          | 部  | 課   | 4級事業所 |  | 局          | 部  | 課   | 4級事業所 |  | 局             | 部                                | 課  | 4級事業所 |
| 市長事務部局      | 9          | 36 | 131 | 20    |  | 9          | 36 | 132 | 20    |  |               |                                  | +1 |       |
| 議会事務局       | 1          |    | 3   |       |  | 1          |    | 3   |       |  |               |                                  |    |       |
| 教育委員会事務局    | 1          | 5  | 24  | 2     |  | 1          | 5  | 24  | 2     |  | 【主な増】<br>・経営部 | 【主な増】<br>・国勢調査・統計担当<br>・交通戦略推進担当 |    |       |
| 行政委員会（教育除く） |            | 2  | 4   |       |  |            | 2  | 4   |       |  |               |                                  |    |       |
| 消防局         | 1          |    | 10  | 6     |  | 1          |    | 10  | 6     |  |               |                                  |    |       |
| 公営企業局       | 1          | 3  | 17  |       |  | 1          | 4  | 16  |       |  |               | +1                               | △1 |       |
| 合 計         | 13         | 46 | 189 | 28    |  | 13         | 47 | 189 | 28    |  |               | +1                               | ±0 |       |

# 主な改正内容①（組織順）

## （1）国勢調査の実施体制の整備（総務局）

### 国勢調査の確実かつ適切な実施

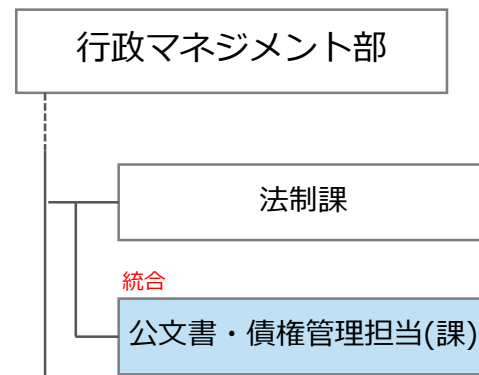
- 令和7年度に実施される国の最も重要な統計調査である国勢調査について、確実かつ適切に実施するため、行政マネジメント部に**国勢調査・統計担当（課）**を新設する。



## （2）債権管理の支援体制の強化（総務局）

### 債権管理に対する支援体制の強化

- 債権管理に対する支援体制の強化に向けて、スケールメリットを活かすため、法務支援担当（課）と公文書管理担当（課）を統合し、行政マネジメント部に**公文書・債権管理担当（課）**を設置する。
- 公文書管理及び債権管理のそれぞれの業務について、繁閑に合わせた柔軟な組織運営体制が構築できるとともに、ノウハウの蓄積の幅を広げることにより、組織としての支援体制の強化を図る。

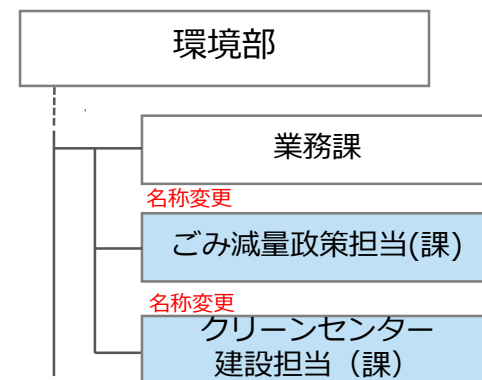


# 主な改正内容②（組織順）

## (3) ごみ減量の更なる推進体制の整備（経済環境局）

### ごみ収集と減量に係る指導・啓発の一体的実施

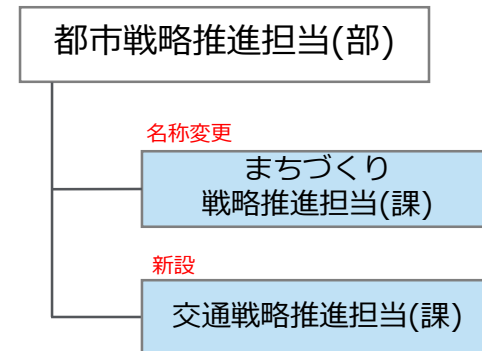
- 本市の焼却対象ごみ量は着実に減少している一方で、資源物の持ち去りや持ち出し協力場所などのルールやマナーの徹底についてはいまだ課題であり、指導・啓発業務を業務課に集約するとともに、資源循環課を**ごみ減量政策担当（課）**に名称変更し、政策立案機能に特化する体制整備を行う。
- 令和13年度に供用開始を予定している新ごみ処理施設の整備に係る所掌事務を明確化するため、施設建設担当（課）を**クリーンセンター建設担当（課）**に名称変更する。



## (4) エリアの特色を活かしたまちづくりの総合調整機能の強化（都市整備局）

### ソフト・ハード両面からのまちづくりの総合調整機能を強化

- 魅力向上や賑わい創出に向けたエリアマネジメントなど、将来を見据えたまちづくりの更なる推進に向けて、俯瞰的な視点でのまちづくりの総合調整機能を強化するための体制整備として、都市戦略推進担当（課）から交通政策に関する業務を分離したうえで、**まちづくり戦略推進担当（課）**に名称変更する。
- 少子化・高齢化が進行する中、持続可能な公共交通ネットワークの構築など、交通サービスのあり方を今日的な視点で検討し取組を進めるため、**交通戦略推進担当（課）**を新設する。

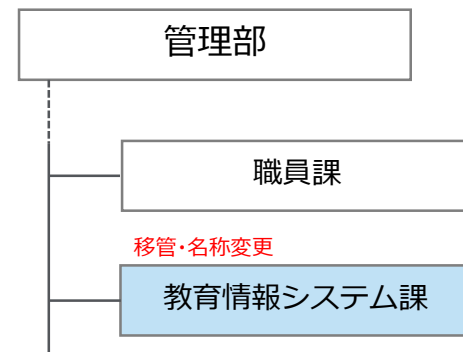


# 主な改正内容③（組織順）

## （5）教育分野におけるDX推進体制の整備（教育委員会事務局）

### 本市教育行政の更なるDXの推進

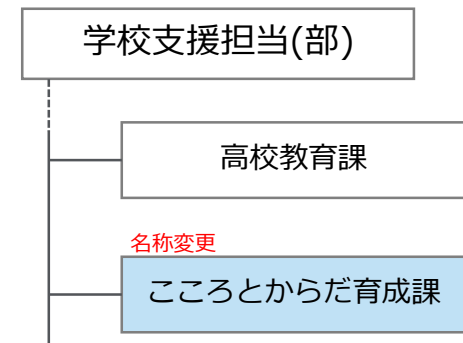
- これまで学校ICT推進課が中心となり、学校現場におけるICT機器の活用推進など様々な課題に対応してきたが、今後、教育委員会全体で横断的にDXを推進することを見据え、学校ICT推進課を管理部に移管し、**教育情報システム課**に名称変更する。
- 教育情報システム課**は、教育情報システムや教育情報セキュリティポリシーなどを所掌し、システムの保守・管理に加え、教育委員会全体のDXの取組を推進する。  
なお、学校現場におけるICT機器の活用推進は、学び支援課が所掌する。



## （6）多文化共生・人権教育の推進体制の整備（教育委員会事務局）

### 多文化共生・人権教育の推進

- 日本語能力がまだ十分ではない外国籍の児童・生徒の増加に伴い、学校生活等での日本語指導や母語支援、教職員の専門性向上に取り組む必要性が一層高まっており、多文化共生教育や性教育などの学校教育部内の業務を集約するとともに、保健体育課を**こころとからだ育成課**に名称変更し、人権教育の推進に向けた体制整備を行う。
- こころとからだ育成課**は、多文化共生教育の取組を推進するとともに、（仮称）多文化共生教育推進指針を策定する。



# 主な改正内容④（組織順）

## （7）経営力とサービスの質向上に向けた執行体制の整備（公営企業局）

### 経営力とお客様サービスの向上に資する取組の強化

- 社会経済情勢が大きく変遷する中、「経営力」の向上を図るとともに、DXの推進などのサービス向上に資する取組を強化するため、事業の「経営」を総括する**経営部**を新設する。
- また、お客さまサービス課について、技術部門は水道部へ移管し、スマートメーター導入検討など、サービス向上の取組を強化するため、料金担当（課）と統合し、経営部に移管のうえ、**サービス推進課**に名称変更する。

